

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 旭技建 (株)

業者の住所 : 大阪府大阪市中心区谷町5丁目6番12号

2. 競争参加停止措置期間 : 2025 年 7 月 29 日 ~ 2025 年 9 月 28 日
(2ヶ月)

3. 事 実 概 要 :

旭技建株式会社は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。

(1) 施工体制台帳等の不作成等

旭技建株式会社は、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、その請け負った建設工事を、株式会社渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、株式会社ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

(2) 一括下請負

旭技建株式会社は、本件工事において、(1)のとおり、真実の施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社渡辺塗装に請け負わせた。

4. 競争参加停止措置理由 :

旭技建株式会社が建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
13~15 略	